
プロジェクト IFRS S2 号に相当する基準の開発

項目 気候関連の指標及び目標

I. 本資料の目的

1. サステナビリティ基準委員会（以下「当委員会」という。）は、第 7 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 1 月 18 日開催）において、国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）の IFRS S2 号「気候関連開示」（以下「IFRS S2 号」という。）に相当する基準（日本版 S2 基準）の開発を当委員会の審議テーマとすることを決定した。
2. 本資料は、日本版 S2 基準における**気候関連の指標及び目標**に関する定めについて検討することを目的としている。本論点に関連する論点として、第 12 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 4 月 25 日開催）において、「コア・コンテンツにおける 4 つの構成要素」について、IFRS S2 号の公開草案に基づく審議を行っているが、2023 年 6 月に IFRS S2 号が確定したことを踏まえ、追加的に検討を行うべきかどうかを含め、検討を行う。
3. なお、気候関連の指標及び目標に関する論点のうち、次に関する定めについては、別途検討を行うことを予定している。
 - (1) 産業横断的指標等（IFRS S2 号第 29 項から第 32 項、B19 項から B65 項）
 - (2) 温室効果ガス排出目標（IFRS S2 号第 36 項、B68 項から B71 項）
 - (3) 気候関連の目標とその達成に向けた進捗をモニタリングするために用いる指標の識別におけるガイダンスの情報源の考慮（IFRS S2 号第 37 項）

II. 事務局による提案の要約

4. 本論点に関する事務局の提案を要約すると、次のとおりである（後述の第 61 項から第 65 項参照）。
 - (1) IFRS S2 号では定義されていない用語であるものの、日本版 S2 基準において、次のように用語を定義する。

「産業別の指標」とは、その産業に属する企業に共通するビジネス・モデル又は活動に関連する指標をいう。

- (2) 日本版 S2 基準において、次のように用語を定義する。

「気候変動に関する最新の国際協定」とは、気候変動に立ち向かうための「国連気候変動枠組条約」の加盟国としての、国家間の協定をいう。

- (3) 日本版 S2 基準において、IFRS S2 号の定めを取り入れ、気候関連の指標及び目標の開示目的を次のように定める。

指標及び目標に関する開示目的は、一般目的財務報告書の主要な利用者が、気候関連のリスク及び機会に関連する企業のパフォーマンス（企業が設定した目標又は法令により企業が満たすことが要求されている目標に向けた進捗を含む。）を理解できるようにすることにある。

- (4) 本資料において検討の対象とした日本版 S2 基準における気候関連の指標及び目標の開示要求について、IFRS S2 号の定めを取り入れる。

- (5) IFRS S2 号第 33 項の「企業自身が設定した目標」及び「法令により満たすことが要求されている目標」の開示に関して、後述の第 36 項のとおり、企業が判断する際の留意事項を記載した規範性のないガイダンスを開発する（本資料の別紙 1 参照）。

Ⅲ. これまでの審議の概要

5. IFRS S2 号の公開草案では、金融安定理事会の気候関連財務開示に関するタスクフォース（TCFD）による提言（TCFD 提言）を基礎として、指標及び目標に関する開示目的及び当該目的を達成するために必要な開示について提案された（IFRS S2 号公開草案第 19 項から第 24 項）。
6. 本論点に関する第 12 回サステナビリティ基準委員会における事務局の提案は、次のとおりである。
- (1) IFRS S2 号の公開草案における指標及び目標に関する開示目的及び開示要求について、これらと整合的な定めを日本版 S2 基準に取り入れる。
7. これに対して、事務局の提案に反対する意見は聞かれなかった。

IV. 事務局による分析

開示目的

8. 気候関連の指標及び目標の開示目的に関しては、公開草案と確定基準の比較は次のとおりである（和訳は事務局による仮訳。下線は主な変更箇所）。

IFRS S2 号	公開草案
<p>27 The objective of climate-related financial disclosures on metrics and targets is to enable users of general purpose financial reports to understand an entity's performance in relation to its climate-related risks and opportunities, including progress towards any climate-related targets it has set, and any targets it is required to meet by law or regulation.</p> <p>指標及び目標に関する気候関連財務開示の目的は、一般目的財務報告書の利用者が、気候関連のリスク及び機会に<u>関連する企業のパフォーマンス（企業が設定した気候関連の目標又は法令により企業が満たすことが要求されている目標に向けた進捗を含む。）</u>を理解できるように<u>することにある。</u></p>	<p>19 The objective of climate-related financial disclosures on metrics and targets is to enable users of general purpose financial reporting to understand how an entity measures, monitors and manages its significant climate-related risks and opportunities. These disclosures shall enable users to understand how the entity assesses its performance, including progress towards the targets it has set.</p> <p>指標及び目標に関する気候関連財務開示の目的は、一般目的財務報告書の利用者が、<u>重大な気候関連のリスク及び機会を企業がどのように測定し、モニタリング及び管理するのかについて理解できるようにすることにある。</u>これらの開示は、企業が設定した目標に向けた進捗を含め、<u>企業がどのように企業のパフォーマンスを評価するのかについて利用者が理解できるようにしなければならない。</u></p>

9. 指標及び目標に関する開示目的については、公開草案に対するコメント提出者の一部が、企業がすでに用いている指標及び目標の開示に限定されていると解釈していたことを踏まえ、次のことを明確にしたとされている（IFRS S1 号 BC121 項及び IFRS S2 号 BC73 項）。

- (1) 「IFRS サステナビリティ開示基準」で要求されている指標は、企業がそれらの指標を用いていない場合であっても開示の対象となる。
- (2) 企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれる気候関連のリスク及び機会¹を測定し、モニタリングするために企業が用いている指標は、「IFRS サステナビリティ開示基準」で要求されていない指標であっても開示の対象となる。

¹ 第 20 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 9 月 5 日開催）において、「短期、中期又は長期にわたり、企業のキャッシュ・フロー、当該企業のファイナンスへのアクセス又は資本コストに影響を与えることが合理的に見込まれる、すべてのサステナビリティ関連のリスク及び機会をあわせたものをいう」と定義することにつき、特段反対の意見は聞かれなかった。

- (3) リスク及び機会に関連する企業のパフォーマンスに関連する情報には、企業が設定した目標のみならず、法令により企業が満たすことが要求されている目標に向けた進捗が含まれる。
10. 前項に示した変更は、指標及び目標の開示目的を明確にしたものであるとされているが、いずれも次の理由から変更は合理的であると考えられる。
- (1) 前項(1)について、基準上要求される指標は、有用性が認められ要求事項とされているものであるため、基準を適用するまで開示していなかった指標でも、気候関連のリスク及び機会に関連する当該企業のパフォーマンスを主要な利用者が理解できるようにするという目的の達成には必要な指標であると考えられる。
- (2) 前項(2)について、企業が経営上、実際に用いている指標は、気候関連のリスク及び機会に関連する当該企業のパフォーマンスを理解する上で有用と認めて用いていると考えられる。企業の経営者が有用性を認める指標は、主要な利用者にとっても有用であると考えられるため、目的の達成には必要な指標であると考えられる。
- (3) 前項(3)について、法令により企業が満たすことが要求されている目標は、企業が当該目標を達成するための戦略を策定し、企業活動を行うと考えられることから、当該目標に向けた進捗は、気候関連のリスク及び機会に関連する当該企業のパフォーマンスを理解する上で有用と認められると考えられ、目的の達成に必要なであると考えられる。
11. 前項の分析を踏まえると、国際的な比較可能性を大きく損なわせないものとするためには、IFRS S2号の定めを取り入れるという、これまでの方針は変更せず、確定したIFRS S2号に基づき、当委員会が開発する基準の文案を検討することが考えられる。

開示要求

(公開草案からの主な変更点)

12. 確定したIFRS S2号における指標及び目標に関する開示要求については、主に次の点が公開草案から変更されていると考えられる(本資料の別紙2参照)。
- (1) 指標及び目標に関する開示目的については、公開草案に対するコメント提出者の一部が、企業がすでに用いている指標及び目標の開示に限定されていると解釈していたことを踏まえ、次のことを明確にしたとされており(IFRS S1号BC120項及びIFRS S2号BC73項)、開示要求に関しても当該明確化の内容が反映されている(IFRS S2号第28項及び第33項)。

- ① IFRS サステナビリティ開示基準で要求されている指標は、企業がそれらの指標を用いていない場合であっても開示の対象となる。
- ② 企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれる気候関連のリスク及び機会を測定し、モニタリングするために企業が用いている指標は、IFRS サステナビリティ開示基準で要求されていない指標であっても開示の対象となる。
- ③ リスク及び機会に関連する企業のパフォーマンスに関連する情報には、企業が設定した目標のみならず、法令により企業が満たすことが要求されている目標に向けた進捗が含まれる。

(2) このほか、次の内容が新たに定められている。

- ① 目標について開示すべき事項の1つとして、目標が適用される企業の部分（例えば、目標が企業全体に適用されるのか、企業の一部だけ（特定の事業単位又は特定の地理的単位など）に適用されるのか（IFRS S2 号第 33 項(c)）
- ② 企業が目標を設定し、レビューするアプローチ及びそれぞれの目標に対する進捗をどのようにモニタリングするかに関する情報の開示（IFRS S2 号第 34 項）
- ③ 気候関連の目標のそれぞれに対するパフォーマンス、及び企業のパフォーマンスのトレンド又は変化についての分析に関する情報の開示（IFRS S2 号第 35 項）
- ④ 気候関連の目標の特性（IFRS S2 号 B66 項及び B67 項）

13. 前項で示した公開草案からの主な変更点については、IFRS S2 号における開示要求を日本版 S2 基準に取り入れることができるかどうかの検討を行うにあたり、あわせて考慮することが適当と考えられるため、次項以降の事務局分析に含めて検討を行うこととする。

（気候関連のリスク及び機会に関する指標の開示）

14. IFRS S2 号では、気候関連のリスク及び機会に関する指標の開示について、次のように定めている。

28	<p>To achieve this objective, an entity shall disclose:</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) information relevant to the cross-industry metric categories (see paragraphs 29–31); (b) industry-based metrics that are associated with particular business models, activities or other common features that characterise participation in an industry (see paragraph 32); and (c) targets set by the entity, and any targets it is required to meet by law or regulation, to mitigate or adapt to climate-related risks or take advantage of climate-related
----	--

opportunities, including metrics used by the governance body or management to measure progress towards these targets (see paragraphs 33–37).

この目的を達成するため、企業は、次のすべてを開示しなければならない。

- (a) 産業横断的指標カテゴリー（第 29 項から第 31 項参照）に関連する情報
- (b) 特定のビジネス・モデル、活動、又は産業への参加を特徴付けるその他の共通の特徴に関連する産業別の指標（第 32 項参照）
- (c) 気候関連のリスクの軽減若しくはこれへの適応、又は気候関連の機会の利用のために、企業により設定された目標及び法令により満たすことが要求されている目標（これにはガバナンス機関又は経営者が、これらの目標に向けた進捗を測定するために用いる指標を含む。）（第 33 項から第 37 項参照）

15. IFRS S2 号第 28 項は、本資料の第 12 項(1)に記載したとおり、公開草案における提案を明確にしたものとなっている。このような明確化について、経営者は、IFRS S2 号に示されている指標を用いて自身の事業を管理することを要求されず、むしろ、短期、中期及び長期にわたり企業のキャッシュ・フロー、当該企業のファイナンスへのアクセス及び資本コストを評価するにあたって有用となる可能性が高い情報について、主要な利用者が入手できるようにすることを確保することが目的とされている（IFRS S2 号 BC74 項）。

産業横断的指標等

16. IFRS S2 号第 28 項(a)は、TCFD の「指標、目標及び移行計画に関するガイダンス」（TCFD ガイダンス）に由来する産業横断的指標カテゴリーに沿って情報を開示することを要求するものであるとされており、気候関連のリスク及び機会に対する企業のエクスポージャー及び管理に関する共通の情報を提供するとともに、気候関連のリスク及び機会の主要な要因を示し、気候変動が企業に与える可能性のある影響に対する洞察を提供することも意図しているとされている（IFRS S2 号 BC75 項）。
17. 気候変動は、さまざまな産業に属する企業に影響を与える事象であることから、企業の属する産業にかかわらず、共通の情報提供を行うことを求めることは適切と考えられる。このため、このような産業横断的な指標等の開示を要求するという IFRS S2 号第 28 項(a)の定めを日本版 S2 基準に取り入れることが考えられる。
18. ここで、「産業横断的指標カテゴリー」という表現は、TCFD 提言になじみのない者には理解しづらいと考えられる。IFRS S2 号第 29 項で「産業横断的指標カテゴリー」として示されている事項には、温室効果ガス（IFRS S2 号第 29 項(a)）のように、企業の所属する産業によらず、多くの企業にとって有用な情報の提供につながる指標である場合もあれば、気候関連の移行リスクの影響を受けやすい(vulnerable) 資産又は事業活動の数値及びパーセンテージ（IFRS S2 号第 29 項(b)）のように、関連する指標又は情報を企業が

自ら選択して開示する場合もあると考えられる。後者について、IFRS S2 号の付属ガイダンスでは、次のような指標又は情報が例として挙げられている。

産業横断的指標 カテゴリー	測定単位	開示する指標又は情報の例
気候関連の 移行リスク	数値及び パーセンテージ (%)	<ul style="list-style-type: none"> 移行リスクに大きくさらされる不動産担保の金額 炭素関連資産へのクレジット・エクスポージャーの集中 石炭鉱業からの売上高の割合 (%) 「国際民間航空のためのカーボン・オフセット及び削減スキーム」でカバーされない有償旅客キロの割合 (%)
気候関連の 物理的リスク	数値及び パーセンテージ (%)	<ul style="list-style-type: none"> 洪水、熱ストレス又は水ストレスにさらされる地域にある不動産、インフラ又はその他の代替資産のポートフォリオの割合 気候関連ハザードにさらされる実物資産の割合 100年確率洪水地帯における住宅ローンの件数及び金額 100年確率洪水地帯内における排水処理能力 ベースラインの水ストレスが高い又は極めて高い地域における取水及び消費に関連する売上高
気候関連の 機会	数値及び パーセンテージ (%)	<ul style="list-style-type: none"> 低炭素経済への移行を支援する製品又はサービスからの売上高 エネルギー効率化及び低炭素化技術に関連する正味収入保険料 (1) ゼロエミッション車、(2) ハイブリッド車、及び(3) プラグイン・ハイブリッド車の販売台数 引き渡した住宅のうち、第三者機関の多属性グリーンビルディング基準で認証されたものの割合
資本投下	表示通貨	<ul style="list-style-type: none"> 低炭素製品・サービスの研究開発への投資が年間売上高に占める割合 気候適応策への投資（例えば、土壌の健全性、灌漑及びテクノロジー）の割合

19. このように、必ずしも定量的な指標について開示を求めるものではなく、定性的情報を開示することも想定しているものであると考えられるため、日本版 S2 基準では、「産業横断的指標等」とすることが考えられる。

産業への参加を特徴付ける共通の特徴に関連する産業別の指標

20. 「産業への参加を特徴付ける共通の特徴に関連する指標」については、IFRS S1 号 BC125 項（以下参照。下線は事務局による強調）において、産業別の指標（industry-based metrics）を指しているとされている。

ガイダンスの情報源（IFRS S1 号）

BC125 （略）さらに、ガイダンスの情報源が重要であるのは、IFRS S1 号はサステナビリティ関連のリスク及び機会関連する産業別の指標（すなわち、特定のビジネス・モデル、活動、又は産業への参加を特徴付けるその他の共通の特徴に関連する指標）を開示することを企業に要求しているからである（IFRS S1 号第 48 項参照）。（略）

21. どのような気候関連のリスク及び機会が企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるのか、並びにどのような情報（指標を含む。）に重要性があるのかに関する判断は、企業固有であると考えられるものの、通常、同様のビジネス・モデル及び関連する活動を有する企業においては共通するものであると考えられる。このため、気候関連のリスク及び機会に関して、産業別の指標は有用な情報を提供すると考えられる。
22. このため、日本版 S2 基準において IFRS S2 号第 28 項 (b) の定めを取り入れ、気候関連のリスク及び機会に関する指標に、企業に関連する産業別の指標のうち、主なものを含めること要求することが考えられる。
23. ここで、「産業別の指標」という用語については、本資料の第 20 項において引用した IFRS S1 号 BC125 項の記述（特定のビジネス・モデル、活動、又は産業への参加を特徴付けるその他の共通の特徴に関連する指標）を参考にして、日本版 S2 基準において定義することが考えられる。
24. この際、「産業への参加を特徴付ける共通の特徴」という表現は、我が国の関係者に理解しづらい表現である可能性がある。ある産業に属する企業は、同様のビジネス・モデルを有し、同様の活動を行っていることが考えられるが、「産業への参加を特徴付ける共通の特徴」は、そのような特定の産業に属する企業に共通するビジネス・モデル又は活動であると考えられる。
25. このため、日本版 S2 基準では、「産業別の指標」について、「その産業に属する企業に共通するビジネス・モデル又は活動に関する指標」と定義することが考えられる。

企業により設定された目標及び法令により満たすことが要求されている目標

26. IFRS S2 号第 28 項 (c) は、気候関連の目標について開示すべき旨を定めている。前述の第 10 項 (3) において検討したとおり、企業は、識別した気候関連のリスク及び機会に対して

目標を設定し、当該目標を達成するための戦略を策定した上で、企業活動を行うと考えられることから、主要な利用者が企業の気候関連のパフォーマンスを理解する上で、気候関連の目標は有用な情報を提供するものであると考えられる。

27. 一方、「企業自身が設定した目標」及び「法令により満たすことが要求されている目標」については、どの目標について開示すべきかについて論点があると考えられる。この点については次項以降において検討する。

(気候関連の目標の開示)

28. IFRS S2 号では、気候関連の目標の開示について、次のように定めている。

- 33 An entity shall disclose the quantitative and qualitative climate-related targets it has set to monitor progress towards achieving its strategic goals, and any targets it is required to meet by law or regulation, including any greenhouse gas emissions targets. For each target, the entity shall disclose:
- (a) the metric used to set the target;
 - (b) the objective of the target (for example, mitigation, adaptation or conformance with science-based initiatives);
 - (c) the part of the entity to which the target applies (for example, whether the target applies to the entity in its entirety or only a part of the entity, such as a specific business unit or specific geographical region);
 - (d) the period over which the target applies;
 - (e) the base period from which progress is measured;
 - (f) any milestones and interim targets;
 - (g) if the target is quantitative, whether it is an absolute target or an intensity target; and
 - (h) how the latest international agreement on climate change, including jurisdictional commitments that arise from that agreement, has informed the target.

企業は、戦略的目標の達成に向けた進捗をモニタリングするために企業自身が設定した定量的及び定性的な気候関連の目標並びに法令により満たすことが要求されている目標がある場合には当該目標に関する情報を開示しなければならない。これらの目標には温室効果ガス排出を含む。目標のそれぞれについて、企業は次のすべてを開示しなければならない。

- (a) 目標を設定するために用いる指標
- (b) 目標の目的（例えば、緩和、適応又は科学的根拠に基づく取組みへの準拠）
- (c) 目標が適用される企業の部分（例えば、目標が企業全体に適用されるのか、企業の一部だけ（特定の事業単位又は特定の地理的単位など）に適用されるのか）
- (d) 目標が適用される期間
- (e) 進捗が測定される基礎となる期間
- (f) 該当ある場合、マイルストーン及び中間目標
- (g) 目標が定量的である場合、それが絶対量目標か原単位目標か
- (h) 気候変動に関する最新の国際協定（その協定から生じる法域の約束を含む。）が目標にどのように情報をもたらしたか

B66 Paragraph 33 requires an entity to disclose the quantitative or qualitative climate-related targets it has set, and any it is required to meet by law or regulation, including any greenhouse gas emissions targets. In disclosing these climate-related targets, the entity is required to disclose information about the characteristics of these targets as described in paragraph 33(a)–(h). If the climate-related target is quantitative, an entity is required to describe whether the target is an absolute target or an intensity target. An absolute target is defined as a total amount of a measure or a change in the total amount of a measure, whereas an intensity target is defined as a ratio of a measure, or a change in the ratio of a measure, to a business metric.

第 33 項は、企業に対し、企業自身が設定した定量的又は定性的な気候関連の目標及び法令により満たすことが要求されている目標（温室効果ガス排出目標を含む。）を開示することを要求している。これらの気候関連の目標を開示するにあたり、企業は、第 33 項(a)から(h)に記載されている、これらの目標の特性についての情報を開示することが要求される。企業は、気候関連の目標が定量的である場合、当該目標が絶対量目標か原単位目標かについて記述することが要求される。絶対量目標は測定値の総量又は測定値の総量の変化と定義され、原単位目標は、ビジネス指標に対する測定値の比率、又はビジネス指標に対する測定値の比率の変化と定義される。

29. IFRS S2 号第 33 項は、気候関連の目標について開示すべき事項を定めているが、IFRS S2 号 BC141 項において、「IFRS S2 号は企業が気候関連の目標（温室効果ガス排出目標を含む。）を有することを要求していない。しかし、企業が気候関連の目標を有している場合に、IFRS S2 号はこれらの目標に関する情報を開示することを企業に要求している」とされているとおり、該当する目標がある場合に要求されるものである。
30. ここで、「企業自身が設定した目標」には、全社的な目標、セグメントごとの目標、部署ごとの目標などがあると考えられるが、IFRS S2 号第 33 項の定めがこれらすべての目標について開示を求めているのか、一部の目標について開示を求めているのかが必ずしも明らかではないと考えられる。
31. また、「法令により満たすことが要求されている目標」は、企業が活動する法域ごとにあると考えられ、また、1つの法域内で複数ある場合も考えられるが、これらについてもどの目標について開示を求めているのかが必ずしも明らかではないと考えられる。
32. IFRS S2 号における気候関連の目標の開示は、例えば、企業が経営戦略を遂行する上でモニタリングしていたり、対外的に達成をコミットしたりするような、経営上重要な目標を示す場合に用いられる開示であると考えられる。この開示に用いられる目標は、通常、全社的な目標であると考えられる。ただし、IFRS S2 号第 33 項(c)の定めにあるように、特定の事業所における温室効果ガス排出が特に多い場合などのように、企業の一部に関する目標を開示する場合もあると考えられる。
33. 重要性がある情報の開示を要求する IFRS S1 号第 17 項の定めは、IFRS サステナビリティ開示基準に基づき開示するすべての情報に適用されるものの、IFRS S1 号における重要性に関する定めは抽象的に記載されており、このような一般的な定めのみをもって開

示する目標を判断することを企業に要求した場合、適用が困難な場合があると考えられる。

34. 当委員会は、原則として国際的な基準の定めをそのままの形で取り入れるとしつつも、そのままの形で取り入れないことについてコンセンサスが得られる項目については、どのような形で取り入れるのかについて検討することを開発にあたっての基本方針としている²。
35. このため、IFRS S2 号第 33 項の定めを日本版 S2 基準に取り入れるかどうかを検討するにあたっては次の案を検討することが考えられる。

(案 A) 日本版 S2 基準において、IFRS S2 号の定めをそのままの形で取り入れた上で、どのような目標について開示するのかについて、規範性のないガイダンスを開発する。

(案 B) 日本版 S2 基準において、開示の対象となる目標を識別するための我が国独自の要件（例えば、「企業において経営者やガバナンス機関又は個人に定期的に報告されている」、「外部とのコミュニケーションにおいて用いられている」）を追加する形で IFRS S2 号の定めを取り入れる。

36. 案 A は、本資料の第 34 項に記載した基本方針における原則どおりの案であり、IFRS S2 号の定めをそのままの形で取り入れるため、基準の文言が国際的に整合することになるというものである。また、規範性のないガイダンスは、本資料の第 33 項に示した適用上の困難に対処することを目的として開発するものであり、制約的な内容を記載することを目的とせず、次のような、企業がどの目標について開示するのかを判断する際の留意事項を示すものとする考えられる（別紙 1 参照）。

(1) この開示は、例えば、企業が経営戦略を遂行する上で進捗をモニタリングしていたり、対外的に達成をコミットしたりするような、経営上重要な目標を示す場合に用いられることが多いと考えられる。

(2) このため、この要求事項に基づき開示する目標は、企業において経営者やガバナンス機関又は個人に定期的に報告されている目標や、外部とのコミュニケーションにおいて用いられている目標（企業がサステナビリティ関連財務開示以外で開示している目標、投資家向け説明会で使用している目標など）の中から、企業が重要と判断したもの又は開示目的に照らして有用と判断したものを選択することが考えられる。

² 第 18 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 8 月 3 日開催）審議事項 A1-1「開発にあたっての基本方針」

- (3) この要求事項に基づき開示する目標は、通常、全社的な目標であると考えられる。ただし、特定の事業所における温室効果ガス排出が特に多い場合などのように、企業の一部に関する目標について開示する場合がある。これらは、日本版 S1 基準における集約及び分解の定めに従って、目標が適用される企業の部分（例えば、目標が企業全体に適用されるのか、企業の一部だけ（特定の事業単位若しくは特定の地理的地域など）だけに適用されるのか）と合わせて開示を検討することになると考えられる。
37. 案 B は、本資料の第 33 項に示した適用上の困難に対処するため、IFRS S2 号の定めを追加して、開示の対象とする目標を識別するための要件を定めるというものである。このような定めを置いた場合、「企業自身が設定した目標」のうち、追加する要件を満たしたものでないと開示の対象にはならないことになる。
38. この点、具体的にどの目標について開示すべきかを基準上で明確に線引きすることは困難であると考えられる。そのような状況において、日本版 S2 基準において追加の要件を定めて実務を制約することよりも、IFRS S2 号と整合的な定めを取り入れて柔軟性を確保しつつ、規範性のないガイダンスにおいて企業の判断に資する留意事項を示した方が、企業の実態に即した有用な開示が行われることになると考えられる。
39. このため、本資料の第 35 項に記載した案のうち、案 A を採用することが考えられる。その上で、前述の第 26 項及び第 27 項における検討を踏まえ、日本版 S2 基準において、IFRS S2 号第 28 項(c)の定めを取り入れることが考えられる。

気候関連の目標に関する開示項目

40. IFRS S2 号第 33 項で定められている各項目は、企業が実際に用いている目標についての情報を記載することになると考えられるため、適用上の困難は特段認められないと考えられる。
41. IFRS S2 号第 33 項(h)に関して、まず、IFRS S2 号において、「気候変動に関する最新の国際協定」は、次のように定義されている。

latest international agreement on climate change

An agreement by states, as members of the United Nations Framework Convention on Climate Change, to combat climate change. The agreements set norms and targets for a reduction in greenhouse gases.

気候変動に関する最新の国際協定

気候変動に立ち向かうための「国連気候変動枠組条約」の加盟国としての、国家間の協定。この協定は、温室効果ガス削減の規範及び目標を設定している。

42. 国際的な比較可能性を大きく損なわせないものとするとの観点からは、IFRS S2 号における用語の定義を日本版 S2 基準に取り入れることが考えられる。
43. 次に、IFRS S2 号第 33 項(h)は、企業が気候変動に関する最新の国際協定に関連するリスク及び機会へのエクスポージャー（当該協定から生じる法域のコミットメントに関連するリスク及び機会へのエクスポージャーを含む。）をどのように考慮しているのかを主要な利用者が理解するのに役立つことを意図しているとされている（IFRS S2 号 BC142 項）。
44. また、IFRS S2 号第 33 項(h)は、企業の計画している活動が、最新の科学的なコンセンサスと整合しているかどうかを利用者が理解するのに役立つように設計されているとされている。例えば、企業が「スコープ 1」、「スコープ 2」及び「スコープ 3」の温室効果ガス排出を特定の日までに半減させる目標を設定する場合があるが、これは最近の気候科学が「パリ協定」の目標（企業が本拠を置く法域が示した国内の法令に準拠するために企業が満たさなければならない目標）を達成するために必要とみなしているものを反映しているためであり、この例では、企業が温室効果ガス排出を削減することを目指す数値、温室効果ガス排出目標に含まれている排出スコープ及び当該目標が適用される時間軸に対し、気候変動に関する最新の国際協定（当該協定から生じる法域のコミットメントを含む。）が情報をもたらすとされている（IFRS S2 号 BC142 項）。
45. IFRS S2 号第 33 項(h)は、気候関連の目標を気候変動に関する最新の国際協定（当該協定から生じる法域のコミットメントを含む。）と整合させることを企業に要求するものではなく、当該要求事項に基づく情報は、企業の気候関連の目標が国際的な合意から乖離しているかどうか、また、乖離している場合、なぜ乖離しているかについて主要な利用者が理解するのに役立つとされている（IFRS S2 号 BC144 項）。
46. ここで、IFRS S2 号が公表された時点における「気候変動に関する最新の国際協定」は、「パリ協定」（2016 年）であるとされている（IFRS S2 号 BC145 項）が、IFRS S2 号第 33 項(h)に基づく開示を行う場合、その記述には「気候変動に関する最新の国際協定」から生じる法域のコミットメントを考慮することを含めることも要求されているため、例えば、企業は、「パリ協定」の中心的な要素である、国が決定する貢献（NDC）（各国が国内の温室効果ガス排出を削減し、気候変動の影響に適応するための取組み）を考慮することになるとされている（IFRS S2 号 BC146 項）。
47. 企業は、「パリ協定」が置き換えられるまでは、IFRS S2 号第 33 項(h)に基づく開示を行うにあたり、「パリ協定」に示された目的を参照することを要求されるが、「パリ協定」が置き換えられた場合には、企業は自身の目標がその新しい国際協定からどのように情

報をもたらされるのかに関する情報を開示することを要求されることになる」とされている（IFRS S2 号 BC147 項）。

48. なお、IFRS S2 号第 33 項(h)は、温室効果ガス排出目標だけでなく、すべての関連する気候関連の目標に適用されるとされている。「パリ協定」は、主に温室効果ガス排出の削減に焦点を当てているが、温室効果ガス排出目標を支える気候変動に関連するその他の目的も含んでおり、例えば、気候変動の悪影響への適応に関連するゴール及び温室効果ガス排出の削減に向けての道筋と整合する金融フローを増大させるというゴールを含んでいるとされている。企業は、気候変動に関する国際協定のさまざまな側面を考慮して気候関連の目標を設定する場合があるが、これは企業の開示において記述すべきであるとされている。例えば、農業セクターの企業が、自身の法域の農業セクターについての NDC 測定値を考慮した気候関連の目標（例えば、断続的な通気（intermittent aeration））を設定している場合があるとされている（IFRS S2 号 BC148 項）。
49. 以上を踏まえると、IFRS S2 号第 33 項(h)に基づく開示は有用な情報を提供すると考えられ、このような情報の提供を求めることは適切と考えられる。
50. ただし、日本版 S2 基準において、「気候変動に関する最新の国際協定（その協定から生じる法域の約束を含む。）が目標にどのように情報をもたらしたか」という直訳に基づく表現で定めた場合、どのような情報の開示を要求しているのか理解が困難であると考えられるため、「気候変動に関する最新の国際協定（その協定から生じる法域のコミットメントを含む。）を目標にどのように反映したか、また、反映した場合にどのように反映したか」という表現を用いて定めることが考えられる。

（気候関連の目標設定のアプローチ及び進捗のモニタリングの開示）

51. IFRS S2 号では、気候関連の目標設定のアプローチ及び進捗のモニタリングの開示について、次のように定めている。これは、確定基準において新たに追加された定めである（本資料の第 12 項(2)②参照）。

34	<p>An entity shall disclose information about its approach to setting and reviewing each target, and how it monitors progress against each target, including:</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) whether the target and the methodology for setting the target has been validated by a third party; (b) the entity’s processes for reviewing the target; (c) the metrics used to monitor progress towards reaching the target; and (d) any revisions to the target and an explanation for those revisions. <p>企業は、それぞれの目標を設定し、レビューするアプローチ及びそれぞれの目標に対する進捗をどのようにモニタリングするかに関する情報を開示しなければならない。これには次のすべてを含む。</p>
----	---

- (a) 目標及び目標設定についての方法論が第三者によって検証されたかどうか
- (b) 目標をレビューする企業のプロセス
- (c) 目標の達成に向けた進捗をモニタリングするために用いる指標
- (d) 該当ある場合、目標の見直し及びそれらの見直しの説明

52. IFRS S2 号第 34 項で定められている各項目は、いずれも企業が実際に行っていることを開示することを要求するものであり、適用上の困難は特段認められないと考えられる。
53. ここで、IFRS S2 号第 34 項 (b) については、「目標をレビューする企業のプロセス」という直訳に基づく表現では、どのような情報の開示を要求しているのか理解が困難であると考えられる。当該プロセスは、目標を改訂する必要があるかどうかを確認する企業のプロセスを念頭に置いた表現であると考えられるため、日本版 S2 基準においては、「目標を改訂する必要があるかどうかを確認する企業のプロセス」と言い換えた上で、結論の背景において、我が国の関係者に理解しやすい表現を目的としているに過ぎず、IFRS サステナビリティ開示基準と差異を設けることを意図していない旨を明らかにすることが考えられる。

(それぞれの目標に対するパフォーマンス及び企業のパフォーマンスのトレンド又は変化の分析)

54. IFRS S2 号では、それぞれの目標に対するパフォーマンス及び企業のパフォーマンスのトレンド又は変化の分析について、次のように定めている。これは、確定基準において新たに追加された定めである（本資料の第 12 項 (2)③参照）。

35 An entity shall disclose information about its performance against each climate-related target and an analysis of trends or changes in the entity's performance.
 企業は、気候関連の目標のそれぞれに対するパフォーマンス、及び企業のパフォーマンスのトレンド又は変化についての分析に関する情報を開示しなければならない。

55. この点、目標に対する企業のパフォーマンスは、気候関連のリスク及び機会に対する企業の対応状況について主要な利用者が理解できるようになるため、有用な情報であると考えられる。また、企業自身によるパフォーマンスに関するトレンド又は変化の分析は、企業が自らのパフォーマンスに関するトレンド又は変化について時系列で分析を行い、これを説明するものであると考えられ、主要な利用者の理解を助けるため有用な情報であると考えられる。このような分析は企業がすでに行ったものを開示するものであり、新たに分析を行うことを要求するものではないと考えられるため、企業に過大な負担を求めるものではないと考えられる。このため、このような情報の提供を求めることは適切と考えられる。

56. なお、「パフォーマンスに関するトレンド又は変化の分析」については、要求されている事項を明確にするため、「パフォーマンスに関するトレンド又は変化についての時系列での分析」と言い換えた上で、結論の背景において、我が国の関係者に理解しやすい表現を目的としているに過ぎず、IFRS サステナビリティ開示基準と差異を設けることを意図していない旨を明らかにすることが考えられる。

(目標に向けた進捗を測定するために企業自身で指標を作成した場合)

57. IFRS S2 号では、目標に向けた進捗を測定するために企業自身で指標を作成した場合について、次のように定めている。

B67 ... If the metric has been developed by the entity to measure progress towards a target, the entity shall disclose information about that metric in accordance with paragraph 50 of IFRS S1.

(略) 企業は、目標に向けた進捗を測定するために企業自身で指標を作成した場合、IFRS S1 号第 50 項に従い、その指標についての情報を開示しなければならない。

<ご参考：IFRS S1 号>

50 指標が企業により作成されたものである場合、企業は次のすべてに関する情報を開示しなければならない。

- (a) 指標がどのように定義されているか (当該指標が「IFRS サステナビリティ開示基準」以外の情報源から得た指標を調整することにより得られたものかどうか、また、そのように得られたものである場合、どの情報源からであり、企業が開示する指標がその情報源で定める指標とどのように異なるかを含む。)
- (b) 指標が、絶対指標であるか、その他の指標との関連で表現されている測定値であるか、定性的な測定値 (赤、黄、緑の RAG ステータスなど) であるか
- (c) 指標が第三者によって検証されているかどうか、また、検証されている場合は誰によって検証されているか
- (d) 指標の算定に用いた方法及びその算定に用いたインプット (用いた算定方法の限界及び置いた重大な仮定を含む。)

58. 企業により作成された指標については、当該指標の定義、性質及び算定方法は企業が独自に定めたものであり、企業が自ら開示する以外に主要な利用者がこれらの内容を知ることにはできないため、当該情報は有用であると考えられる。

59. 指標が第三者によって検証されているかどうかに関する情報は、必ずしも企業により作成された指標においてのみ有用な情報というわけではないと考えられるものの、算定方法が一般的に知られている指標と比較して、企業により作成された指標は、主要な利用者が自ら検証できる余地が少ないと考えられることを踏まえると、第三者による検証の有無について開示を要求することは合理性が認められると考えられる。

60. このため、IFRS S2 号 B67 項と整合的な定めを日本版 S2 基準に取り入れることが考えられる。

(事務局による提案)

61. IFRS S2 号では定義されていない用語であるものの、日本版 S2 基準において、次のように用語を定義することが考えられるかどうか。

「産業別の指標」とは、その産業に属する企業に共通するビジネス・モデル又は活動に関連する指標をいう。

62. 日本版 S2 基準において、次のように用語を定義することが考えられるかどうか。

「気候変動に関する最新の国際協定」とは、気候変動に立ち向かうための「国連気候変動枠組条約」の加盟国としての、国家間の協定をいう。

63. 日本版 S2 基準において、IFRS S2 号の定めを取り入れ、気候関連の指標及び目標の開示目的を次のように定めることが考えられるかどうか。

指標及び目標に関する開示目的は、一般目的財務報告書の主要な利用者が、気候関連のリスク及び機会に関連する企業のパフォーマンス（企業が設定した目標又は法令により企業が満たすことが要求されている目標に向けた進捗を含む。）を理解できるようにすることにある。

64. 本資料において検討の対象とした日本版 S2 基準における気候関連の指標及び目標の開示要求について、IFRS S2 号の定めを取り入れることが考えられるかどうか。

65. IFRS S2 号第 33 項の「企業自身が設定した目標」及び「法令により満たすことが要求されている目標」の開示に関して、前述の第 36 項のとおり、企業が判断する際の留意事項を記載した規範性のないガイダンス（本資料の別紙 1 参照）を開発することが考えられるかどうか。

V. 文案

66. 本資料における事務局提案を踏まえた日本版 S2 基準の文案イメージは、以下のとおりである。文案イメージは、日本版 S2 基準の内容に関する当委員会の審議のために作成するものであり、構成等については全体の文案を作成する段階で再度検討する予定である。なお、「¶ S2. X」は参考にした IFRS S2 号の項番号を示している（これは当委員会の審議のためにのみ用いるものであり、確定した日本版 S2 基準からは削除する予定である。）。

(HP では非公表)

ディスカッション・ポイント

- ① 本資料の第 61 項から第 65 項に記載した事務局提案について、ご質問やご意見があればいただきたい。
- ② 日本版 S2 基準の文案イメージについて、ご意見をいただきたい。
- ③ 本論点に関して、他に検討すべき事項があればご意見いただきたい。

以 上